

社会福祉法人佐井村社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償規程

設 置 平成9年 4月 1日

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人佐井村社会福祉協議会(以下「本会」という。)の役員等に対する報酬及び費用弁償の支給に関して必要な事項について定めるものとする。

(役員等)

第2条 前条に規定する役員等とは理事、監事、評議員、各種委員会委員、高齢者生活福祉センター所長(以下「センター所長」という。)をいう。

(報酬)

第3条 報酬は、センター所長に対して別表のとおり支給するものとする。ただし、週1日、月に4日会務を掌理し佐井村社会福祉協議会会長(以下「会長」という。)が兼務する。

(費用弁償)

第4条 費用弁償は、役員等が理事会、監査会、評議員会、委員会等に出席した場合に別表のとおり支給する。

2 役員以外の者が、本会の依頼又は、要求により会務(掌務)を掌理した場合は、その者に対して第1項に準じ費用を弁償することができる。

(旅費)

第5条 役員等が本会の命により旅行した場合は、社会福祉法人佐井村社会福祉協議会旅費規程に基づき旅費を支給する。

(委任)

第6条 この規程に定めのない事項については、会長が別に定める。

(補則)

第7条 この規程の改廃については、評議員会で定める。

別表

区 分	報 酬 等 の 額	
	報 酬(月額)	費用弁償(日額)
理事・監事	0円	1,000円
評議員	0円	1,000円
各種委員会委員	0円	1,000円
センター所長	20,000円	0円